

最高裁秘書第3140号

平成30年8月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年6月6日付け（同月7日受付、最高裁秘書第2417号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「大韓民国の電子訴訟」と題する文書（平成29年12月頃に取得したもの）
(日本語版に限る。)

2 開示しないこととした理由

1の文書には、公にすると他国との信頼関係が損なわれるおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第3号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）